

消費者被害防止ネットワーク東海（略称Cネット東海）主催

2013年事業者セミナーのご案内

私たちCネット東海は、東海地方でも消費者団体訴訟制度の差止請求権を行使しうる団体として、弁護士、司法書士、消費生活相談員、学者、消費者（一般消費者、消費者団体）が集まって、2007年5月『特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク（略称ACネット）』を設立し、2010年4月内閣総理大臣より適格消費者団体として認定されました。

消費者被害防止ネットワーク東海（略称Cネット東海：2013年6月に名称変更）は、消費者契約法等にもとづき、不当な契約条項や勧誘行為等の是正をはかり、消費者被害の拡大を防止する活動に取り組むとともに、消費者や事業者に対する情報提供・啓発活動等に取り組んでいます。

Cネット東海は、事業者のみなさまの消費者志向経営の促進に資するよう、時々の消費者問題や消費者政策の展開をテーマにセミナーを定期的に開催してまいりましたが、今回その活動の一環として、新たな食品表示制度の考え方・枠組みと立法化への動きについて消費者庁から最新の動向をお聞きし、今後の皆様の活動の役立てていただきたいと考えて企画しました。

第1部では、消費者庁表示の担当者から、「新たな食品表示制度の考え方・枠組みと立法化への動き」について講演をしていただきます。第2部では、私たちCネット東海が進めている、「学校法人モード学園との和解成立」の報告と「差し止め請求活動における改善事例」の報告をさせていただきます。本セミナーを下記要領にて開催しますので、ふるってご参加下さい。

記

1. 名称 第2回事業者セミナー
2. 日時 2013年11月15日(金曜日) 14時00分～16時30分
3. 会場 ウィンクあいち 1003会議室
4. 募集人数 70人
5. 参加対象 事業者
6. 参加費 3000円
7. 企画概要
〈第一部〉 14時00分～14時50分
「新たな食品表示制度の考え方・枠組みと立法化への動き」
講師：消費者庁 食品表示企画課 食品表示一元化担当 谷角希美 氏
14時50分～15時00分（質疑応答）
〈休憩〉 15時00分～15時10分
〈第二部〉 15時10分～16時15分
①学校法人モード学園との和解成立の報告
消費者被害防止ネットワーク東海より（伊藤弁護士）
②差し止め請求活動における改善事例の報告
消費者被害防止ネットワーク東海より（松澤弁護士、武川弁護士）
16時15分～16時30分（質疑応答）
8. 申込み締切り 11月8日（金）
9. 参加お申込み方法
Cネット東海事務局までファックス（裏面様式）か、または当団体HPの「セミナー受付」
でお申し込みをして頂くようお願いいたします。（FAX）052-265-9259 （HP）<http://cnt.or.jp/>

消費者被害防止ネットワーク東海（略称Cネット東海）主催

2013年事業者セミナー 参加申込書

会社名・団体名		電話	
記入者のご氏名		FAX	
所属部署・役職		E-mail	
ご連絡先の住所			

* 参加確認のご案内をします。住所・電話・FAX・E-mailのご記入をお願いします。

＜参加される方＞

上記に記入された方のみが、ご参加の場合でも、確認のためにお名前だけご記入下さい。

参加者のご氏名	ふりがな
担当役職名	

参加者のご氏名	ふりがな
担当役職名	

参加者のご氏名	ふりがな
担当役職名	

参加者のご氏名	ふりがな
担当役職名	

【会場地図 ウィンクあいち】



【アクセス】 JR名古屋駅桜通口から

ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

TEL: 052-571-6131 (受付 9:00~20:00)

FAX: 052-571-6132

【ご案内】

- ① 参加費のお支払いについて
参加費は、事前振込または当日、会場受付にてお支払いいただきます。
詳細は参加申込み受付後に、個別にご連絡させていただきます。
- ② 個人情報の使用に関する承諾について
本申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本企画に関する諸連絡に利用させていただきます。それに加え、今後のCネット東海からの諸案内にも使用させていただきます。よろしいかどうか、該当する方を○で囲んで下さい。

【 承諾する ・ 承諾しない 】

(連絡先) 消費者被害防止ネットワーク東海
事務局担当 外山 吉岡

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階

TEL 052-265-9258 FAX 052-265-9259